
一部負担還元金支給規程

(総 則)

第 1 条 この規程は、組合同約第 5 5 条の規定による一部負担還元金の支給手続きにつき必要とする。

(支給手続)

第 2 条 一部負担還元金の請求については支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書または事業主診療機関から請求される診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかる分については当該明細書を組合で受領したとき、また療養費にかかるものについては、法定給付の請求書を組合が受領したときにそれぞれ本人から請求があったものとみなす。

一部負担還元金の支給については毎月 1 回支給することとし、事業主に委任するものとする。

附 則

この規程は、昭和 5 9 年 1 0 月 1 日から施行し、昭和 5 9 年 1 0 月から適用する。

第 1 条の変更は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

第 1 条の変更は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。